

【事案Ⅳ－３】自動車共済金請求

・2022年3月15日 裁定打ち切り

<事案の概要>

申立人は、2020年9月に停車中の車両の助手席ドアから降車中にバランスを崩し、上半身が車外に投げ出されて地面に倒れた事故により、左足母指末節関節不全骨折および左膝半月板を損傷したため、被申立人に自動車共済における人身傷害共済金および傷害共済金の支払を求めた。これに対し、被申立人は申立人の主張する事故の存在自体を争うほか、事故が存在するとしても申立人の受傷は自動車の「運行に起因する事故」によるものではないとして、両共済金の支払を拒絶した。このため申立人は、被申立人のこの決定を不服として250,802円の支払を求め、裁定の申立てをしたもの。

<申立人の主張>

1. 申立ての趣旨

被申立人は申立人に対し、人身傷害共済金として50,802円および傷害共済金として200,000円を支払え、との判断を求める。

2. 申立ての理由

被申立人は、申立人の受傷が「運行に起因」するものではないとして、共済金の支払を拒否している。

本件における争点は、運行起因性が認められるか否かである。人身傷害補償条項等の運行起因性については、自賠法におけるそれと同義とされており、自動車を利用するにあたっては、乗員が乗り降りすることは当然想定されている行為であるから、降車行為によって発生した受傷は「運行に起因」するものである。

本件においても、申立人は、車両から降車する際に、バランスを崩し、助手席ドアで身体を支えることができずに上半身が車外に投げ出され、車体のステップの高低差によって足や膝を捻り、受傷に至ったものである。したがって、受傷の運行起因性は肯定される。

<共済団体の主張>

1. 申立ての趣旨に対する答弁

申立人の請求は認められない、との判断を求める。

2. 申立ての理由に対する答弁

(1) 被申立人が裁定手続前に共済金請求に応じられない理由として述べたことは、約款・事業規約に規定する「事故」、すなわち「自動車の運行に起因する事故」に該当しないということである。

(2) 申立人の主張する「事故」は、事実経過の主張内容が変遷しており、降車時の挙

動の主張も不自然であって、不存在である。

(3) 仮に事故が存在し、申立人が主張するような挙動によって、申立人が降車中の車両から車外に投げ出されたとしても、「運行」に起因する事故には該当しない。

「運行」とは、自動車を当該装置の通常の用い方に従い用いることをいう。しかし、申立人が主張する降車時のドアの開閉による降車行為は、ドアを通常の用い方に従って用いていない。したがって、申立人の降車行為は「運行」に該当しないから、共済金請求権を生じない。

(4) 「運行」と負傷との間に因果関係がない。運行と因果関係のある負傷でなければ共済金請求権は生じない。

申立人は、被申立人に対して、当初、降車に際して、自分の足に何かが引っ掛かり、乗っていた車両から地面に落ちた、と説明をしていた。

しかし、被申立人は、上記態様では運行に起因する事故ではないから共済金を支払うことができない旨の説明を申立人に行った。

それを受けて申立人は、本手続において、従来の説明内容を変えて、車両から車外に投げ出され、その際にショルダーバッグの持ち手の紐が足に引っ掛かっていた、という説明に変遷させている。

本手続における事故発生状況に関する申立人の説明は信用できないものであり、申立人の主張する内容で負傷が生じたとはいえず、結局、「運行に起因する」負傷であるかどうか確定できないから、申立人には共済金請求権は生じない。

<裁定の概要>

本件について裁定を行うためには、当事者の主張が対立している争点（本件事故の有無、本件事故の存在を前提としてもその自動車運行起因性の有無）について、事実を認定して判断を行う必要がある。

しかしながら、両当事者の陳述と提出証拠に鑑みると、訴訟手続とは異なり、証人尋問を行えない等、事実解明の手段に限界のある裁判外紛争解決機関である当審議会においては、争点について適切な事実認定を行うことは著しく困難である。

したがって、裁定手続規則第 16 条（裁定審議を行わない場合）第十号「事実認定が著しく困難な事項」に該当し、その性質上、裁定を継続することは適当でないと判断し、同規則第 28 条（裁定審議の打切り）第三号に基づき、裁定打切りとした。